

舞鶴都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成16年5月

京都府

《目 次》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 3
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 7
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ 1 1
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ 1 2

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、近畿圏北部地域における日本海側の中核都市として、また、天然の良港舞鶴港を擁する港湾都市として発展してきた。広域的には、臨海部では舞鶴湾の一部を含む海岸線一帯が国定公園に指定されるなど、豊かな自然と美しい景観に恵まれた区域である。また、近年では、近畿自動車道敦賀線や京都縦貫自動車道及びＪＲ舞鶴線や小浜線などの広域交通網の整備が進んだことにより、京阪神大都市圏との時間距離の短縮や、隣接府県、府域内相互の交流・連携の強化が図られるなど、舞鶴港を核とした北近畿の拠点都市としての立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては環日本海時代の北近畿交流都市圏の中核都市として、農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

海や港を核とした多様な交流と連携を促進する都市づくり
他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり
都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり
広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
公共交通機関を活かして、都市の中心性を高め、機能的な都市活動ができるコンパクトな都市づくり
中心市街地の賑わいと活力基盤のある都市づくり
地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり
だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり
情報化、国際化の進展に対応できる交流拠点のある都市づくり
住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、周囲を青葉山、三国岳等の山々に囲まれ、市街地は地形的な制約を受けて複雑な形状をしており、平地部も少なく、さらには東西の駅を中心とする複眼都市構造などの特徴を有している。臨海部には、東西の港を中心とした産業・物流拠点が形成され、それぞれに隣接する市街地においては、一定の商業・業務機能の集積が図られている。

しかし、中心市街地においては、居住者の高齢化や人口減少、商業活動の低下等により空家や空き店舗が増加していることから、市街地内の低未利用地の活用も含めた都市の活性化が望まれる。

一方では、赤れんが倉庫群及び城下町の景観等の豊かな歴史・文化資源や、五老岳をはじめとする周辺部の緑豊かな山々と舞鶴湾の特徴的な自然景観を有するなど、固有の文化や自然とのふれあいの場が豊富な、地域特性にあふれた都市である。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

舞鶴港を核とし、広域交通網を活かした産業・交流拠点の形成

舞鶴港を核とした物流機能等の高度化・効率化を図り、合わせて広域幹線道路網を活かした京阪神大都市圏等との交流・連携を推進し、魅力的な産業拠点及び総合的な交流拠点を形成することにより、環日本海交流の中核拠点としての国際交流産業都市を目指す。

魅力的で個性的な東西の中心市街地の活性化と連携

合理的な土地利用計画に基づき、業務・商業施設を適切に誘導するとともに、既成市街地の生活環境改善によるまちなか居住の誘導を図る。

また、二つの彩りのある個性的な中心市街地の活性化を図るため、駅やバスターミナル等の交通結節点の機能強化による利便性を向上させるとともに、東西軸の強化を推進することにより、交流と連携が図られた都市を目指す。

歴史・文化・自然と共生する豊かな生活環境を備えた都市

若狭湾、舞鶴湾及び由良川をはじめとする豊かな自然環境や金剛院等の歴史遺産周辺の歴史的景観の保全と活用を図り、歴史・文化・自然資源などの地域特性を活かした豊かな生活環境を備えた都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・ 今後は人口の著しい増加は予想されないが、世帯数及び産業出荷額等の増加が予想されるとともに、市街地内においては市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・ 今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・ 本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成12年	平成27年
都市計画区域内人口	91.2千人	おおむね88.5千人
市街化区域内人口	77.8千人	おおむね77.7千人

産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成27年
生産規模	工業出荷額	2,006億円	2,716億円
	卸小売販売額	2,461億円	2,495億円
就業構造	第1次産業	2.4千人(5.4%)	2.1千人(5.3%)
	第2次産業	13.5千人(30.2%)	11.5千人(29.0%)
	第3次産業	28.8千人(64.4%)	26.0千人(65.7%)

市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成27年
市街化区域面積	2,121h a

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地（官公庁施設）

東地域の浜及び北吸地区並びに西地域の南田辺及び円満寺地区を本区域における中心業務地とし、官公庁施設及び一般業務施設の配置を図る。

商業地

東地域の浜及びＪＲ東舞鶴駅周辺地区並びに西地域のＪＲ西舞鶴駅周辺、円満寺及び平野屋地区をそれぞれ魅力ある中心商業地として広域商業機能の充実に図る。

工業地

舞鶴港の背後地である平、大波、浜、余部下、松陰、下福井及び喜多地区に臨海性工業地の配置を図る。また、中田、京田、倉谷及び上福井地区に内陸性工業地の配置を図る。

流通業務地

近畿自動車道敦賀線舞鶴西インターチェンジに近接した真倉地区及び舞鶴東インターチェンジに隣接した堂奥地区に、流通業務地の配置を図る。

住宅地

中心商業業務地の周辺部である北吸、森、行永、伊佐津、引土地区等の既成市街地に住宅地の配置を図る。また、朝来、田中、八反田、溝尻、常、白浜台、天台、清道、七日市等に住宅地を配置し、良好な住環境の形成を図る。

新たな宅地需要に対応する住宅地を、祖母谷地区の堂奥等に配置を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	高度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	浜、北吸、南田辺、円満寺	
商業地	浜、ＪＲ東舞鶴駅周辺 ＪＲ西舞鶴駅周辺、円満寺 平野屋	
工業地		平、大波、浜、余部下、松陰、 下福井、喜多、中田、京田、倉 谷、上福井
流通業務地		真倉、堂奥
住宅地		朝来、安岡、田中、丸山、行永、 八反田、溝尻、常、堂奥、上安、 亀岩、京月、白浜台、福来、 天台、清道、清美が丘、七日市

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実

現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住宅マスタープラン等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	浜、北吸、森行永、森本町溝尻、南田辺北田辺、寺内円満寺、引土	商業業務地については、土地区画整理事業等により、幹線道路、駅前広場等の公共施設の整備を図る。 住宅地については、用途の混在を解消しつつ、公共公益施設に近接した利便性の高い中層住宅地として、今後もその環境の向上に努める。
市街化進行地域		常、天台・清道伊佐津、七日市和田、京田上福井、下福井喜多、田中安岡、倉谷福来	土地区画整理事業等の面的整備により公共施設の整備を図るとともに、地区計画等の活用等により、建築物の適切な規制、誘導を行い、良好な住環境の整備を図る。
新市街地		堂奥、上安	土地区画整理事業による公共施設の一体的な整備や地区計画による適切な開発、建築行為の規制、誘導を行い、将来の宅地需要に対応する良好な住環境の計画的宅地開発の推進に努める。

(4) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

高度利用に関する方針

中心商業業務地である浜、引土、円満寺地区等については、立地条件を生かした土地の高度利用を図り、適切な公共施設の配置、オープンスペースの確保を積極的に推進する。JR東舞鶴駅周辺地区については、土地区画整理事業の推進や民間活力の導入を検討するなど、中心市街地としての整備を引き続き進める。また、JR西舞鶴駅周辺地区についても、遊休地の有効活用を含めた周辺地域の一体的な整備を推進する。

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の動向及び都市基盤、面的開発事業等の整備状況を踏まえ、居住環境の改善、適切な土地利用の促進等を図るため、随時かつ的確な地域地区指定の見直しを図る。

都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

居住環境の改善又は維持に関する方針

特に、公共施設の整備が必要であり老朽木造住宅が密集した市街地については、住環境整備事業及び地区計画等の活用を図りつつ耐震性・耐火性等の防災性能の向上を図るとともに、居住環境に配慮した市街地整備を進める。

また、防犯機能の向上のため、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の特徴的な景観を形成している海岸部は、若狭湾国定公園に指定されており、今後は、これらの保全エリアを拡大するとともに、その積極的な活用を図る。

また、自然環境と一体となって歴史的な景観を形成している地域においては、これらの維持とともに保全を検討する。

(5) 市街化調整区域の土地利用方針

優良な農地との健全な調和に関する方針

由良川、池内川、河辺川の流域及び高野川、与保呂川、祖母谷川、志楽川、朝来川の上流域は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集団的優良農地等は、今後ともその保全に努める。また、農業基盤整備の推進を図る。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

由良川沿岸低地部の農地等は、防災上重要な緑地として保全する。また、市域を取り囲む山林の内、保安林等の指定を受けている区域は、その保全に努める。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

大浦半島の日本海側の海岸線は、リアス式海岸特有の雄大な景観美を備えており、また、高山植物の宝庫でもあり、霊峰青葉山とともに国定公園に指定されている。また、加佐地域では、由良川を中心とした豊かな自然や海水浴場を有し、地域においてはこれらを活用した様々な取り組みが行なわれている。

これらの地域においては、都市環境の形成上優れた風致景観を備え、日常広く住民に憩いと安らぎを与えており、今後もその保全に努めるとともに、環境に配慮したまちづくりを誘導する。

既存集落の活力維持、回復に関する方針

少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている既存集落においては、農林漁業との調整・連携を図り、周辺環境との調和に配慮した適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

舞鶴港を核として、広域交通網を活かした産業・交流拠点の形成を目指し、近畿自動車道敦賀線や京都縦貫自動車道の利用により、京阪神大都市圏との交流を図るとともに、各インターチェンジへのアクセス道路の整備を進める。

魅力的で個性的な東西の中心市街地の活性化を目指し、東西間を結ぶ幹線道路の整備を進める。

自然と共生する豊かな生活環境のある都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路の整備を進める。

また、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図るとともに、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち市街化区域内の幹線街路（91.0km）について、
現況（平成12年） 整備済み延長 38.2km 整備率 42%であるが、
平成27年には、約50%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	42%	約50%

整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、近畿自動車道敦賀線の整備促進を図る。

幹線道路としては、府道舞鶴和知線、(都)小倉西舞鶴線等を整備する。

交通結節点である駅前広場については、西舞鶴駅において整備を進める。

イ 鉄道

北近畿タンゴ鉄道の施設の近代化の促進を図るとともに、JR舞鶴線との連携強化等により、公共交通機関の利用促進を図る。

ウ 港湾

舞鶴港西港地区は、対岸貿易を中心とする外貿商港機能の、また、舞鶴港東港地区はフェリー等の内貿商港機能の充実と併せて臨港道路の整備を推進し、物流機能の強化を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	近畿自動車道敦賀線、国道175号、国道178号、府道舞鶴和知線、 (都)小倉西舞鶴線、(都)和泉通線、(都)森本町溝尻線、(都)伊佐津十倉 線、(都)八幡通線、(都)西舞鶴駅東口線、(都)北吸森線、(都)元浜森 線、(都)大波鹿原線、市道追手紺屋町線

(都): 都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
北近畿タンゴ鉄道	施設の近代化の促進、JR舞鶴線との連携強化

ウ 駅前広場

箇所名
JR西舞鶴駅

エ 港湾

事業名	路線名・施設名等
港湾整備事業 又は 港湾機能施設整備事業	和田ふ頭 臨港道路和田下福井線 臨港道路上安久線

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と舞鶴湾等の公共用水域の水質保全を図る観点から、舞鶴市水洗化総合計画に基づき下水道の整備を図る。

また、浸水防除の観点から都市下水路について整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準の目標

舞鶴市公共下水道(東、西処理区)は、排水区域約2,195ha、計画汚水量約59,600m³/日(日最大)を目途に整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	60%	100%

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

東浄化センター及び西浄化センターの整備と各処理区の公共下水道の計画処理区域内の早期

整備を目指す。

また、市街化調整区域のうち特定環境保全公共下水道により効率的な生活環境の改善を図る区域についても早期に整備を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道	公共下水道事業	舞鶴市	東処理区 西処理区
	特定環境保全公共下水道事業	舞鶴市	神崎処理区

(3) 河川

基本方針

災害に強く環境に配慮したまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、河川環境の整備保全に努める。

整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた流出抑制対策を講じる。ただし、由良川直轄区間では、昭和57年8月の台風10号規模の降雨に対して災害発生の防止や軽減を図ることを目標としている。

整備方針

本区域の河川は、そのほとんどが舞鶴湾に流入している。市街地の整備に伴い、雨水流出量は増大するものと予想される。このため、河川改修については河道整備の促進を図るとともに上流域の開発については、流出量の抑制策を講じるものとする。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
河川	河川改修事業	一級河川	由良川
		二級河川	伊佐津川

(4) その他の都市施設

基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と生活環境の改善を図る。

また、本地区内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じてバランスのとれた施設整備を図る。

整備方針

ア ごみ処理施設

総量規制的発想に立って、ごみ減量の目標を設定し、その達成に向けて、住民や事業者との連携の下、ごみの減量やリサイクルの推進を基本とした環境負荷の少ない処理に努めるとともに、将来的に処理の広域化を課題とした検討を行う。

イ 学校

市街地開発の進行を見据える中、社会の変化に対応した施設の整備充実に努めるものとする。

ウ 福祉施設の整備方針

本格的な高齢社会を迎える中で、保健・医療・福祉施設の適正な配置により、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を行う。

エ 文化・スポーツ施設等の整備方針

都市生活の魅力を高め、市民の交流や地域における文化・スポーツ活動を活発にするため、既存の文化資源の活用や、新たな交流機能の充実を図る。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、高齢化や人口減少、既存商店街の商業活動の低下等により、中心市街地としての活力が低下している。

その改善のため、駅を中心とした地域において土地区画整理事業等の面的整備事業や、地区計画等の活用により、安心・安全な市街地を構築し、定住の促進を図る。

また、インターチェンジ周辺において、土地区画整理事業等により、土地利用の転換を図り、自然環境と調和した、個性あふれるまちづくりを推進する。

(2) 整備方針

市街化進行地域・新市街地

景気動向や宅地の需要動向を見据え、土地区画整理事業や地区計画の活用により良好な環境を備えた市街地の形成を推進する。

既成市街地

J R 東舞鶴駅周辺地区において土地区画整理事業を引き続いて推進し交通結節点としての公共施設の整備を促進する。また、地区の高度利用により、舞鶴市の玄関口にふさわしい都市機能の集積化を図る。

J R 西舞鶴駅周辺においては、駅前広場や道路等の整備と地区計画の活用により、交通結節点としての機能向上及び良好な住環境の整備を行い、都市的土地利用への転換を進める。

空洞化が進行している既成市街地の商業地域及び老朽木造住宅が密集している地域について、面的整備事業や地区計画等の活用を図る。

また、中心市街地の活性化や都市の再構築を図るため、道路・公園等の公共施設の整備を進め、安全で安心な市街地環境の整備に努める。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	天台・清道地区、堂奥地区、東舞鶴駅周辺地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうまいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうまいあるまちづくりを目指す。

- ・ ことろとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうまいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「由良川等における快適な親水空間の創出と、北近畿の中核都市としてのみどり豊かな都市景観の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約48ha	約1%	約14,770ha	約56%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	約9.0㎡/人	約16.2㎡/人
1人当たり整備面積	(約8.5㎡/人)	(約15.7㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ことろとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。

自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図るとともに、園地等利用拠点の整備を進める。

近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川、海岸等水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる、森林、河川、海岸等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地や、海岸部の防風・防砂に資するみどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

白砂青松の海岸、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの

保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

公園緑地の配置方針の概要

種 類	種 別	配 置 方 針 の 概 要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約5haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	既設公園の再整備を図るとともに、東舞鶴公園、青葉山ろく公園等において、約20haの整備を図る。
特殊公園	風致公園	既設公園の保全を図るとともに、舞鶴自然文化園等において、約36haの整備を図る。
緑 地		伊佐津川、与保呂川等の河川敷及び各埠頭の緑地を整備保全する。

地域制緑地の指定方針の概要

地 区 の 種 別	指 定 方 針 の 概 要
風致地区	市街地周辺に存する愛宕山、四面山等の樹林地は、良好な自然環境を有するとともに、都市の外郭を形成しており、風致地区の指定による保全を検討する。
緑地保全地区	市街地に隣接する愛宕山、四面山等の山ろく部は優れた自然環境を有するとともに、多くの文化財、神社仏閣等を包含しており、緑地保全地区による保全を検討する。
自然公園	若狭湾国定公園区域の拡大を検討するとともに、法規制の適切な運用により周辺地域も含めた自然環境の保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等	
施設緑地	住区基幹公園	東舞鶴駅南公園、東舞鶴駅西公園
	都市基幹公園	東舞鶴公園、青葉山ろく公園
	その他の公園	舞鶴自然文化園、舞鶴親海公園
地域制緑地	自然公園	若狭湾国定公園